

富岡町パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



富 岡 町

目 次

項 目	ページ
1 富岡町パートナーシップ宣誓制度とは	1
2 手続きの流れ	2
3 制度を利用できる方	3
4 宣誓に必要な書類	4
5 証明書等の交付	5
6 その他の手続き	6～8
7 証明書等の無効	9
8 利用できるサービス	10
9 よくある質問（Q＆A）	11～13

1 富岡町パートナーシップ宣誓制度とは

富岡町は、富岡町男女共同参画推進事業施行規則（令和7年富岡町規則第3号）第2条第2項の実施事項に基づき、町民一人ひとりがお互いにその人権を尊重し合い、性別にとらわれることなく、人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、令和7年4月1日から「富岡町パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、法律上の婚姻をしていないお二人が、性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合う関係にあることを町に宣誓し、町が宣誓の事実を認め、証明書等の交付をするものです。

また、パートナーシップの関係にある者とその双方又は一方の子（養子を含む。）、親（養親を含む。）、三親等内の近親者及びその他町長が適当と認める者（以下「ファミリーシップ対象者」という。）が、家族として日常生活において相互に協力し合う関係（ファミリーシップ）にあることを、併せて宣誓することができます。

今回、町が導入する「富岡町パートナーシップ宣誓制度」は、国内では法的に婚姻が認められていない同性のカップルや、様々な事情により婚姻の届出を出していないカップル等が、家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減することを目的に実施するものです。

当制度は、町が独自に実施するものであり、法的な効力が発生するものではありませんが、宣誓することで町がお二人の関係を公的に証明し、様々な行政サービスを家族同様受けることができます。

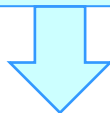
町は、当制度の導入により、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、性別にとらわれることなく、誰もが快適に安心して暮らせる社会の実現を目指します。



2 手続きの流れ

1. 宣誓要件の確認と必要書類の準備

宣誓要件をご確認の上、宣誓者は宣誓に必要な書類（住民票の写し等）を準備してください。（P. 3～4 参照）



2. 宣誓書及び必要書類の提出

宣誓書（様式第1号）及び必要書類を以下の提出先まで持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、封筒の表面に「**宣誓書類在中**」と**朱書き**してください。

【注意事項】

- ①宣誓書及び必要書類を直接窓口~~に~~持参→**持参した日**が**宣誓日**となる
- ②宣誓書及び必要書類を郵送→**郵便物が到着し、受付した日**が**宣誓日**となる
- ③宣誓日を希望される場合は、事前に専用フォーム又は電話でご相談ください。
- ④宣誓書及び必要書類を持参し、個室での対応を希望される方は、**宣誓日の7日前**までに以下の相談窓口まで専用フォーム又は電話でご連絡の上、ご来館ください。
- ⑤代理人による手続きはできません。お二人のうちお一人が代表して宣誓を行います。



3. 宣誓内容の確認

宣誓内容を確認し、提出書類の内容に不備や添付書類の不足等がある場合は、メールや電話等でご連絡いたします。宣誓者は、内容を確認の上、修正等のご対応をお願いいたします。



4. 証明書等を郵送（簡易書留等）により交付

書類の確認後、概ね2週間程度で宣誓者の御住所宛てに宣誓証明書（1枚）・宣誓証明カード（2枚）・宣誓書の写し（1枚）を簡易書留等でお送りいたします。

【相談窓口・提出先】

富岡町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

住 所：〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1
（富岡町文化交流センター内）

電 話：0240-22-2626

専用フォーム：右のQRコードよりご連絡ください。

開館時間：火曜日から日曜日の午前9時から午後5時まで

休 館 日：毎週月曜日（月曜日と祝日が重なった場合は翌平日も休館）、
祝日（こどもの日・文化の日は開館）、年末年始（12/29～1/3）



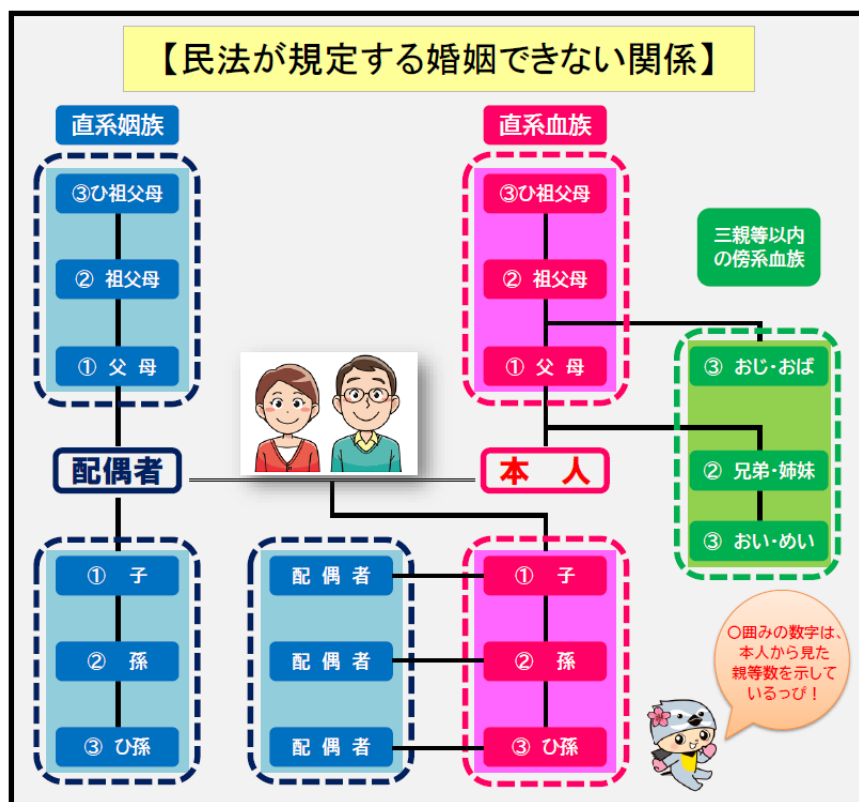
3 制度を利用できる方

パートナーシップの宣誓をするとき

- パートナーシップの宣誓をされるお二人は、以下の要件を全て満たす必要があります。
 - ① 双方が成年（満18歳以上）に達していること。
 - ② 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が本町に住所を有していること。
 - イ 一方が本町に住所を有し、かつ、他の一方が2週間以内に本町への転入を予定していること。
 - ウ 双方が2週間以内に本町への転入を予定していること。
 - ③ 双方に民法における配偶者がいないこと。
 - ④ 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
 - ⑤ 双方が民法で定められている婚姻することができないとされている者同士の関係にないこと。（下図の関係の方は制度を利用できません。ただし、養子縁組によって当該関係に該当する場合を除く。）

ファミリーシップの宣誓を併せてするとき

- 以下の要件を全て満たす必要があります。
 - ① 本町に住所を有している又は2週間以内に本町への転入を予定していること。
 - ② パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップの関係にないこと。
 - ③ 満15歳以上の子、親等の場合は、ファミリーシップにあることに同意していること。
 - ④ 満15歳未満の子の場合は、パートナーシップにある者の一方又は双方と生計が同一であること。



4 宣誓に必要な書類

パートナーシップの宣誓をするとき

- 必要な書類は以下のとおりです。

No.	必要書類	備 考
①	富岡町パートナーシップ宣誓書 (様式第1号)	
②	住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	・ 宣誓日以前3か月以内に発行されたもの。 ・ 宣誓者の一方又は双方が転入予定である場合は、転出証明書または賃貸契約書の写し等、転入することを予定していることが確認できる書類を提出すること。 ・ 転入予定として宣誓した方は、転入後、1か月以内に住民票の写しを提出すること。
③	戸籍謄本又は戸籍抄本	・ 宣誓者の一方又は双方が外国籍である場合は、外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文が必要となります。 ・ 県が交付した証明書等をお持ちの方は、証明書等の写しを提出していただければ、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出は不要です。
④	本人確認書類	・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等本人の顔写真が貼付されたものの写し（有効期限内のものに限ります。）

ファミリーシップの宣誓を併せてするとき

- 上記の①～④の他に下記の書類が必要となります。

No.	必要書類	備 考
①	富岡町パートナーシップの宣誓に関する同意書（様式第2号）	・ ファミリーシップ対象者が15歳以上の場合
②	パートナーシップの宣誓をする者のうち少なくとも一方と生計が同一であることが確認できる書類	・ ファミリーシップ対象者が15歳未満の場合 ・ 県の証明書等の写しの提出により、ファミリーシップ対象者の内容変更が無い場合は、省略可能です。

通称名を使用するとき

- 必要な書類は以下のとおりです。

No.	必要書類	備 考
①	社会生活上日常的に通称名を使用していることがわかる書類の写し等を2点以上提示	・ 例) 勤務先や学校が発行した社員証及び学生証、通帳、診察券、郵便物、公共料金請求書 など

5 証明書等の交付

- 富岡町パートナーシップ宣誓書が受理された場合、以下の3つの書類を交付し、**郵送**します。なお、直接ご持参された場合も後日郵送いたします。

- ◆ 富岡町パートナーシップ宣誓証明書（様式第4号）………1枚（A4サイズ）
- ◆ 富岡町パートナーシップ宣誓証明カード（様式第5号）…2枚（名刺サイズ）
- ◆ 富岡町パートナーシップ宣誓書（様式第1号）の写し………1枚

宣誓証明書

様式第4号（第6条関係） 第 号

富岡町パートナーシップ宣誓証明書

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 _____ 年 月 日

宣 誓 日 _____ 年 月 日

富岡町パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。

年 月 日

富 岡 町 長

表面

富岡町パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証明します。

フリガナ	生年月日	年 月 日
氏 名	続 柄	
フリガナ	生年月日	年 月 日
氏 名	続 柄	
フリガナ	生年月日	年 月 日
氏 名	続 柄	

留 意 事 項

- この証明書は、富岡町パートナーシップ宣誓制度実施要綱（以下「要綱」という。）の趣旨に従って取り扱ってください。なお、この証明書は法的効力の有するものではありませんので十分にご理解ください。
- 次の場合は、証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）を返還してください。
 - パートナーシップが解消されたとき。
 - 宣誓者の一方又は双方が町外へ転出したとき。ただし、単身赴任、施設入所等のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。
 - 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - 宣誓の内容に虚偽があり、宣誓が無効となったとき。
 - 証明書等の紛失等により再交付を受けた者が、再交付前の証明書等を発見したとき。
- 次の場合は、宣誓を無効とします。
 - （1）証明書等の内容に虚偽があったとき。
 - （2）宣誓者が要綱第3条の各号の規定に反しているとき。
 - （3）宣誓者の一方又は双方が転入予定として宣誓した場合、転入日から1か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき。
 - （4）証明書等の不正利用（複製、改ざん等を含む）、濫用、又は公序良俗に反する使用が発覚したとき。
- 無効となった証明書等の交付番号を公表することがあります。

通称名を使用している場合、以下の戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通 称 名 _____

戸 籍 上 の 氏 名 _____

裏面

宣誓証明カード

お問い合わせ先：生涯学習課生涯学習係 電話：0240-22-2626

この証明書は、お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする関係にある旨を宣誓したことを、富岡町が受理し証明するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方へ、上記趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。

また、この証明書を御持ちの方々が本制度を利用していること等について、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

お問合せ先：生涯学習課生涯学習係 電話：0240-22-2626

富 岡 町

表面

交付番号：第 号

富岡町パートナーシップ宣誓証明カード

富岡町パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。

【本 人】 【パートナ】

氏名： _____ 氏名： _____

年 月 日

富 岡 町 長

公 印

《 特 記 事 項 》

○ 緊急連絡先【この欄の記載は自由です。】

※ 急病や怪我等で緊急の連絡が必要な場合は、パートナーへ連絡をしてください。また、パートナーとの面会を希望します。

（本人署名） _____ （パートナーの連絡先） _____

○ 生計を同一にする子、親等のファミリーシップ対象者の氏名

続柄： _____ 氏名： _____ （ 年 月 日生）

続柄： _____ 氏名： _____ （ 年 月 日生）

続柄： _____ 氏名： _____ （ 年 月 日生）

○ 通称名を使用している場合の戸籍上の氏名

【本人】 _____ 【パートナー】 _____

裏面

6 その他の手続き(1)

再交付

- 証明書・証明カードの紛失、汚してしまった場合などは、再交付申請をすることができます。郵送又は持参により以下の必要書類を提出してください。

No.	再交付事由	必要書類	備 考
①	紛失	様式第6号 (再交付申請書)	・ 再交付後に紛失した証明書等が見つかった場合は、郵送等により速やかに返還してください。
	毀損、汚損等		・ 毀損、汚損した証明書等を添付してください。
②	—	本人確認書類	・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等本人の顔写真が貼付されたものの写し（有効期限内のものに限ります。）

記載事項の変更

- 宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、郵送又は持参により以下の必要書類を提出してください。

No.	変更事項	必要書類	添付書類
①	氏名	様式第7号 (変更届)	・ 戸籍抄本等
	通称名		・ 通称名を変更したことがわかる書類
	住所		・ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
	ファミリーシップ対象者の氏名等の記載を削除する		—
	ファミリーシップ対象者を新たに届け出る		・ 新たに届け出るファミリーシップ対象者との関係が確認できる書類（戸籍抄本や住民票の写し等） ・ 対象者が15歳以上の場合、富岡町パートナーシップの宣誓に関する同意書（様式第2号） ・ 対象者が15歳未満の場合、パートナーシップの宣誓をする者のうち少なくとも一方と生計が同一であることが確認できる書類
②	—	本人確認書類	・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等本人の顔写真が貼付されたものの写し（有効期限内のものに限ります）

➤ 変更届の提出を受けた場合は、必要に応じて証明書等を再交付します。

6 その他の手続き(2)

返還

- 次の返還事由に該当する場合は、証明書等の返還手続きが必要です。郵送又は持参により以下の必要書類を提出してください。

No.	返還事由	必要書類	備 考
①	パートナーシップが解消したとき	様式第8号 (返還届)	・ パートナーシップの解消による返還手続きは、一方からの返還届があれば、パートナーシップが解消されたものとみなします。 ・ パートナーシップの関係を解消する場合や、その他の場合で返還するときは、同時にファミリーシップの関係も解消となります。
	宣誓者の一方又は双方が町外へ転出したとき		・ 転勤、親族の介護等やむを得ない事情により、一時的に町外に移動される場合は除きます。
	宣誓者の一方が死亡したとき		—
	宣誓の内容に虚偽があり、宣誓が無効となったとき		・ 当ガイドブックのP. 9「7 証明書等の無効」をご確認ください。
	再交付を受けた者が、再交付前の証明書等を発見したとき		・ 再交付後に紛失した証明書等が見つかった場合は、郵送等により速やかに返還してください。
②	—	証明書 及び 証明カード	・ 証明書等の紛失その他やむを得ない理由がある場合は、返還届の提出をもって証明書等を返還したものとみなします。

申立て

- 証明書等に記載されたファミリーシップ対象者（ただし、15歳以上に限る。）が、証明書等に記載されている自身の氏名等の削除を希望するときは、申立てを行うことができます。ファミリーシップ対象者からの申立てを受け、町から宣誓者に証明書等の提出を求めます。

No.	申立事由	必要書類	備 考
①	証明書等からの氏名等を削除	様式第9号 (申立書)	—
②	—	本人確認書類	・ 申立てを行う方のマイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等本人の顔写真が貼付されたものの写し（有効期限内のものに限ります。）

6 その他の手続き(3)

宣誓書の記載内容の証明を希望する場合

- 証明書等に有効期限はありませんが、最新の日付での証明を求められる場合があります。その場合、以下の書類により交付申請手続きを行っていただければ、宣誓書の記載内容証明書を交付することができますので、御利用ください。

No.	申請事由	必要書類	備 考
①	宣誓書の 記載内容証明書発行	様式第10号 (記載内容証明 交付申請書)	—
②	—	本人確認書類	・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券 (パスポート) 等本人の顔写真が貼付され たものの写し (有効期限内のものに限ります。)

様式第11号 (第12条関係)

富岡町パートナーシップ宣誓書記載内容証明書

宣 誓 者		
フリガナ		
戸籍上の氏名 又は通称名		
フリガナ		
通称名使用の場合 戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒 ー	〒 ー
宣誓日・交付番号	年 月 日【第 号】	

同要綱の規定に基づき、ファミリーシップの宣誓をする者

フリガナ		生年月日	年 月 日(満 歳)	続柄	
氏 名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日(満 歳)	続柄	
氏 名		住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日(満 歳)	続柄	
氏 名		住 所			

富岡町パートナーシップ宣誓制度実施要綱第12条第1項の規定に基づき、上記のとおり富岡町パートナーシップ宣誓書に記載されている内容について証明します。

年 月 日

富 岡 町 長

7 証明書等の無効

- 次のいずれかに該当する宣誓は、無効となります。無効となった場合は、証明書及び証明カードを返還してください。
- また、無効となった証明書等の交付番号は町ＨＰ等で公表します。

No.	無効事由
①	宣誓書等の内容に虚偽があったとき
②	宣誓者の要件に該当しなくなったとき
③	宣誓者の一方又は双方が転入予定として宣誓した場合、転入日から１か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき
④	証明書等の不正利用（複製、改ざん等を含む。）、濫用、又は公序良俗に反する使用が発覚したとき

8 利用できるサービス

富岡町

- 証明書の提示等により利用できる行政サービスについては、富岡町生涯学習課ホームページに随時掲載していきます。
- また、町民の皆さまや事業者等に対しては、今後、周知啓発や協力依頼を行っていきます。

▼ 富岡町生涯学習課ホームページ

URL : <https://www.tomioka-town.jp/soshiki/shogaigakushu/>

QRコード :



福島県

- 県の窓口に富岡町の証明書等を提示することで、県の行政サービスが受けられる場合があります。詳しくは、県のホームページをご覧ください。

▼ 福島県ホームページ

🔍「福島県パートナーシップ制度」について

URL :

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/partnership-seido-kaishi.html>

QRコード :



9 よくある質問（Q & A）

区分	No.	質問内容	回答
全般	1	富岡町パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。	婚姻は法律に基づくものであり、婚姻することにより相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。 一方、本制度は、町の内部規定である要綱に基づく制度で、法律上の効果はなく、宣誓により戸籍の記載が変わることもありません。
	2	パートナーシップとはどのようなことですか。	お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする二人の関係のことをいいます。
	3	ファミリーシップとはどのようなことですか。	パートナーシップの関係にあるお二人、またはどちらかのお子さまや親などとともに、家族として日常の生活において相互に協力し合う関係のことをいいます。 ただし、満15歳未満のお子さまは、パートナーシップの少なくとも一方と、生計が同一であることが必要です。
	4	子や親も対象とするのはなぜですか。 （ファミリーシップの宣誓を併せてできるのはなぜですか。）	婚姻のできない二人が、その関係性を説明しがたい場面で説明をスムーズに行うことができるように、希望に応じ証明書等に子や親の氏名も記載し、ファミリーシップの関係であることを証明するためです。 たとえば、一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き、町営住宅の入居手続きなどをパートナーが行うことが考えられます。
	5	子や親の承諾はどのようにとるのですか。	家族で十分相談していただいたうえで、満15歳以上の方については、自署の同意書を提出いただくこととしています。 また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより可能です。（満15歳未満の方は15歳に達した以降に申し立てができます。）
宣誓者の要件	6	宣誓することができるのは、同性のカップルだけですか。	同性カップルに限定していません。宣誓者の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができ、事実婚のカップルも宣誓ができます。
	7	同居していなくても宣誓できますか。	パートナーと同居していなくても少なくとも一方または双方が、町内在住または2週間以内に本町へ転入予定であれば、宣誓することができます。 また、ファミリーシップ対象者の氏名を記載する場合、同居が要件ではありませんが、15歳未満の子の記載に関しては、生計同一が要件です。

9 よくある質問（Q & A）

区分	No.	質問内容	回答
宣誓者の要件	8	富岡町に転入予定でも宣誓できますか。	転入予定の方も宣誓することができます。今後、町内へ転入し、町営住居等の申し込みなどに必要な場合が想定されるためです。 なお、町内転入後の住民票の写し等の提出は、転入日から1か月以内に行っていただきますようお願いいたします。
	9	外国籍の人でも宣誓できますか。	外国籍の人でも宣誓することができます。その場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。 また、婚姻要件具備証明書（独身証明書）は、大使館・領事館で交付していただけます。 なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間に変更はありません。
	10	国際結婚をしたカップルは宣誓できますか。	宣誓できません。本制度は、婚姻が認められないカップルや様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルを対象としております。
証明書等	11	証明書や証明カードに有効期限はありますか。	有効期限はありません。
	12	県のパートナーシップ制度の証明書等を持っていますが、町での手続は必要ですか。	福島県のパートナーシップ制度の証明書等は、本町の行政において宣誓証明書等とみなしますので、県の証明書等を町の行政サービスの窓口で利用することができます。 県の証明書等に加えて、町の宣誓証明書等の交付を希望される場合は、当ガイドブックの4ページ「4 宣誓に必要な書類」による宣誓が必要です。 この場合、県の証明書等の写しを提出いただくことで、戸籍抄本等の提出書類を省略することができます。
	13	証明書及び証明カードは、すぐにもらえますか。	手続きの関係上、すぐに交付することができません。書類を確認後、申請者の住所に簡易書留等で郵送で交付いたしますので、概ね2週間程度、お時間を頂いております。
	14	宣誓証明書等は、公的な本人確認書類として使用できますか。	公的な本人確認書類ではありません。お二人がパートナーシップの関係にあることを宣誓した事実を証明するものです。
	15	必要な提出書類はなんですか。	宣誓書のほか、住民票の写しや戸籍抄本、本人確認書類の写し等を提出いただきます。詳しくは、当ガイドブックの4ページ以降を御覧ください。

9 よくある質問（Q & A）

区分	No.	質問内容	回答
宣誓の手続き	16	宣誓書や同意書などの書類はどこで手に入れることができますか。	町ホームページからダウンロードしていただくか、町の窓口でお渡しできます。
	17	通称名は使用できますか。	日常生活において通称を使用しているときは、通称名で証明できます。宣誓時の添付書類として、通称名宛ての公共料金のはがきや国民健康保険の被保険者証、顔写真付きの社員証・学生証など、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類を2種類以上準備し、その写しなどを御提出ください。
	18	代理人による宣誓の手続きはできますか。	代理人による宣誓の手続きはできません。お二人のうちお一人が代表して宣誓を行っていただきます。
	19	宣誓をするために費用はかかりますか。	証明書及び証明カードの交付に係る手数料は、無料です。 ただし、宣誓に必要な住民票の写しや戸籍抄本を取得するための経費、マイナンバーカード等の本人確認書類のコピーに要する経費、郵送に係る切手代等は宣誓者の負担となります。
	20	宣誓者が、町と県にそれぞれ別の方とのパートナーシップの宣誓があった場合、どうするのですか。	宣誓時に、「お二人に民法における配偶者がいないこと」「お二人が他の者とパートナーシップの関係にないこと」を確認していただきます。宣誓の内容に虚偽があった場合、当該宣誓は無効となり、証明書等を返還していただくとともに、町のホームページで交付番号等を公表します。
宣誓後の手続き	21	町外に転出するときはどうしたらいいですか。	一方又は双方が町外に転出するときは、返還の手続きを行っていただき、返還届とともに、証明書等を返還してください。
	22	パートナーとの関係を解消した場合はどうすればいいですか。	返還届とともに、証明書等を返還してください。 なお、お一人分の返還があれば、パートナーシップが解消されたものとみなします。詳しくは当ガイドブックの7ページ以降を御覧ください。
	23	パートナーが亡くなりました。証明書等は返還しなければなりませんか。	パートナーが亡くなられた場合は、お二人の証明書等を返還してください。 葬儀などの手続きの関係上、すぐに証明書等の返還をすることが難しい場合は、必要な手続きが終わった後、御返還ください。
	24	パートナーの方と結婚した場合は証明書等を返還しなければなりませんか。	結婚した場合は、証明書等を返還してください。

富岡町パートナーシップ宣誓制度ガイドブック
(第1版)
令和7年3月発行

富岡町教育委員会 生涯学習課生涯学習係
〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1
(富岡町文化交流センター内)
TEL : 0240-22-2626 mail : tom7100-001@tomioka-town.jp
